

業債第18号(例)

2020年4月1日

代 理 店  
国債代理店 御中  
国債元利金支払取扱店

日本銀行業務局

「国債元利金課税事務取扱手続」の一部改正に関する件

所得税法施行令の改正等に伴い、標記規程(平成27年12月4日付業債第40号別紙1)(一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

—— 本件は、令和2年度税制改正により、法人が無記名国債証券または登録国債の元利金を受領する際の告知制度が一部変更されたことに伴う改正です。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

○ 311②および③を横線のとおり改める。

② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認	○ 略（不変） * <u>利子の受領者が法人である場合において、公表法人情報（番号法の規定によりインターネット上に公表されている法人の住所、名称および法人番号をいう。以下同じ。）により当該利子の受領者の住所、名称および法人番号を確認するときは、確認書類の提示は要しない。</u> * 略（不変） ⇒ 略（不変）
③ 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示	○ 略（不変） ⇒ 略（不変） * <u>公表法人情報により住所、名称および法人番号を確認した場合には、告知書にその旨を記載する。</u>

○ 311の 告知書（支払票）の記載例 中、②を横線のとおり改める。

② 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示（確認書類の名称の記載）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

● 公表法人情報により確認を行う場合には、その他欄にその旨を記載する（記載例「公表法人情報により確認」）。

- 311の **参考** を横線のとおり改める。

**参考**

① 告知書の徴求

- 略（不変）  
○ 略（不変）  
○ 略（不変）

**番号既告知者**

- 代理店等の引受金融機関・金融商品取引業者の店舗が、元利金の受領者である個人または法人から所定の確認書類の提示を受け、または公表法人情報による確認を行い、当該個人または法人の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号等を記載した帳簿を備えている場合における当該個人または法人をいう。

② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認

- 略（不変）

**利子受領者の申請に基づき作成した帳簿により確認する場合**

- 代理店等の引受金融機関・金融商品取引業者の店舗において、利子受領者から所定の確認書類の写を添付した申請書の提出を受け、または申請書の提出の際に公表法人情報による確認を行い、その要項を記載した帳簿を作成したうえ、その後は帳簿により告知書に記載の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号を確認する扱いとしている場合をいう。

\* 略（不変）

略（不変）

- 番号既告知者についての確認書類は、国内に住所を有する個人にあつては個人番号カードまたは住所等確認書類、国内に住所を有しない個人にあつては住所等確認書類（住民票の写または住民票の記載事項証明書を除く。）、法人にあつては

法人確認書類とされている。

\* 略（不変）

⇒ 略（不変）

○ 法人から告知書を提出させたものについて、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法により、当該法人の住所および名称を確認する場合には、法人確認書類の提示を受けたものとみなす。

○ 3 1 2 ②および③を横線のとおり改める。

② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

\* 記名者が法人である場合において、公表法人情報により当該記名者の住所、名称および法人番号を確認するときは、確認書類の提示は要しない。

\* 略（不変）

⇒ 略（不変）

③ 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

\* 公表法人情報により住所、名称および法人番号を確認した場合には、利子支払通知書の上部余白にその旨を記載する。

○ 3 1 2 ⑤を横線のとおり改める。

⑤ 当座勘定への振込扱いにおける特例

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

\* 公表法人情報により記名者の住所、名称および法人番号を確認する場合には、確認書類の写の添付は要しない。この場合、当該確認に使用した公表法人情報のページを印刷した書面の余白に「公表法人情報により確認」の旨を補記したうえ、当該書面を確認書類の写として取扱う。

○ 略（不変）

\* 公表法人情報により記名者の住所、名称および法人番号を確認した場合には、利子支払通知書には、振込手続きの都度、その旨を記載する。

以下略（不変）

○ 312の **利子支払通知書の記載例** 中、①を横線のとおり改める。

① 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示（確認書類の名称の記載）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

⇒ 略（不変）

● 公表法人情報により確認を行う場合には、その旨を記載する（記載例「公表法人情報により確認」）。

○ 312の **参考** を横線のとおり改める。

### **参考**

① 告知

○ 登録国債の記名者が**番号既告知者**である場合には、住所および氏名または名称の告知を受ける。

⇒ 略（不変）

② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

○ 番号既告知者についての確認書類は、国内に住所を有する個人にあつては個人番号カードまたは住所等確認書類、国内に住所を有しない個人にあつては住所等確認書類（住民票の写または住民票の記載事項証明書を除く。）、法人にあつては法人確認書類とされている。

\* 略（不変）

⇒ 略（不変）

○ 法人から告知を受けたものについて、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法により、当該法人の住所および名称を確認する場合には、法人確認書類の提示を受けたものとみなす。

○ 3 1 3 ②および③を横線のとおり改める。

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認 | ○ 略（不変）<br>⇒ 略（不変）<br>* <u>元金の受領者または記名者が法人である場合において、公表法人情報により当該元金の受領者または記名者の住所、名称および法人番号を確認するときは、確認書類の提示は要しない。</u><br>* 略（不変）<br>⇒ 略（不変） |
| ③ 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示      | ○ 略（不変）<br>⇒ 略（不変）<br>* <u>公表法人情報により住所、名称および法人番号を確認した場合には、支払票の本人確認欄または元金支払通知書の上部余白にその旨を記載する。</u>   |

○ 3 1 3 ⑤を横線のとおり改める。

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ⑤ 当座勘定への振込扱いにおける特例 | ○ 略（不変）<br>⇒ 略（不変）<br>⇒ 略（不変）<br>* <u>公表法人情報により記名者の住所、名称および法人番号を確認する場合には、確認書類の写の添付は要しない。この場合、当該確認に使用した公表法人情報のページを印刷した書面の余白に「公表法人情報により確認」の旨を補記したうえ、当該書面を確認書類の写として取扱う。</u><br><br>○ 略（不変）<br>* <u>公表法人情報により記名者の住所、名称および法人番号を確認した場合には、元金支払通知書には、振込手続きの都度、その旨を記載する。</u><br><br>以下略（不変） |
|--------------------|--|

○ 313の **支払票の記載例** 中、②を横線のとおり改める。

② 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示（確認書類の名称の記載）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

● 公表法人情報により確認を行う場合には、その旨を記載する（記載例「公表法人情報により確認」）。

○ 313の **元金支払通知書の記載例** 中、①を横線のとおり改める。

① 住所・氏名（名称）等の確認方法の表示（確認書類の名称の記載）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

● 公表法人情報により確認を行う場合には、その旨を記載する（記載例「公表法人情報により確認」）。

○ 313の **参考** を横線のとおり改める。

## 参考

① 告知

○ 国債証券の元金の受領者または登録国債の記名者が**番号既告知者**である場合には、住所および氏名または名称の告知を受ける。

⇒ 略（不変）

② 確認書類の提示および住所・氏名（名称）等の確認

○ 略（不変）

### **元金受領者の申請に基づき作成した帳簿により確認する場合**

● 代理店等の引受金融機関・金融商品取引業者の店舗において、元金受領者から所定の確認書類の写を添付した申請書の提出を受け、または申請書の提出の際に公表法人情報による確認を行い、その要項を記載した帳簿を作成したうえ、その後は帳簿により告知を受けた住所、氏名または名称および個人番号または法人番号を確認す



る扱いとしている場合をいう。

\* 略（不変）

略（不変）

- 番号既告知者についての確認書類は、国内に住所を有する個人にあつては個人番号カードまたは住所等確認書類、国内に住所を有しない個人にあつては住所等確認書類（住民票の写または住民票の記載事項証明書を除く。）、法人にあつては法人確認書類とされている。

\* 略（不変）

⇒ 略（不変）

- 法人から告知を受けたものについて、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法により、当該法人の住所および名称を確認する場合には、法人確認書類の提示を受けたものとみなす。